

# 若者消費者 トラブル110番

■日時 令和3年8月4日（水）、5日（木）

■対象 さいたま市在住の29歳以下の方

■内容 架空請求、通信販売、キャッチセールスのトラブルなど消費生活に関する相談を受付けます。

オンラインゲームで  
スマホから高額課金  
をしてしまった。  
払えない…

広告で見た、初回  
お試し価格のアプリが  
2回目から高額！？  
やめられない！？



さいたま市消費生活総合センター  
マスコットキャラクター  
さいたましょうこちゃん

必ず儲かる！  
会わせたい人がいる！  
って言われたけど、  
大丈夫かな？

身に覚えのない  
請求メールが  
送られてきた！  
どうしよう…

## 困ったときは、すぐ相談！

### ■さいたま市消費生活相談窓口

※8月4日、5日以外も随時ご相談を受付けます。

消費生活総合センター	☎048-645-3421 FAX 048-643-2247	(月～土) 9時～16時30分
浦和消費生活センター	☎048-871-0164 FAX 048-883-4893	
岩槻消費生活センター	☎048-749-6191 FAX 048-749-6193	(月～金) 9時～12時 13時～16時30分
日曜電話相談	☎048-645-3421 FAX 048-643-2247	9時～16時

### ■さいたま市以外にお住いの方は

消費者ホットライン電話番号☎188（イヤヤ）番 ※お近くの消費生活相談窓口をご案内します。